

「消費者契約法専門調査会 中間取りまとめ」についての意見

日本生活協同組合連合会

消費者契約法が制定されて14年が経過し、社会経済状況は大きく変化しました。情報通信技術が進み、消費者が関わる取引が多様化する中で、消費者被害・トラブルは複雑化し、劇場型と言われるような巧妙な手口のものも増えていきます。高齢者が増える中で、消費者問題は、国民の大きな不安の種になっています。このような中、貴委員会の専門調査会において、これまでの消費者被害や消費者トラブルの状況を考慮し、消費者団体の要望を反映しながら、消費者保護の前進につながる方向で中間取りまとめが行われたことを歓迎します。

生協では、商品配達時の声かけや見守り活動、組合員による消費者問題の学習会や高齢者等の困りごとを助け合う活動などをすすめてきました。生協の事業・活動の現場においても、高齢の組合員を中心として消費者被害の事例や不安の声が多数寄せられているところです。

誰もが安心して消費活動を営めるようにすることは、消費者・国民のくらしの安定に極めて重要です。国の「経済財政運営と改革の基本方針2015」でも「消費者の安全・安心の確保は、消費の拡大、更には経済の好循環の実現にとって大前提」と述べられている通りです。消費者被害・トラブルを減らし、安心して暮らせる社会のしくみづくりをすすめる立場から、当会の意見を申し述べます。

1. 高齢者や障がいのある人等の判断力不足につけこんだ勧誘による消費者被害に対しては、契約取り消しができるしくみの導入を求めます。

中間とりまとめでは、合理的な判断を行うことができない事情を利用して締結させる契約について、実例を踏まえて検討を行うとしています。これについて賛成します。高齢化が進む中で、こうした事例が深刻になっています。また、福祉活動のネットワークの中で、障害者の消費者被害事例が増えていることも共有されています。弱者をターゲットとし、詐欺的または高圧的な態度で契約させる行為は決して許されるものではありません。具体的な検討を進め、実効あるしくみを導入してください。

2. 消費者の契約締結の意思の形成に影響を与える事項に虚偽がある場合は、取り消しができるしくみを整備してください。

「勧誘」要件及び「重要事項」の見直しについて、中間取りまとめの方向性に賛成します。インターネット広告等、不特定多数向けの宣伝物等であっても、消費者の契約締結の意思の形成に影響を与える内容に虚偽がある場合は、契約取り消しを可能にしてください。また、事業者の不実告知により、契約が必要であると消費者に誤認させて締結させた契約も取消対象にしてください。

3. 契約の取り消しができる期間を延長してください。

中間取りまとめによると「消費生活相談事例では、消費者が相談にきた時点で既に取消権の行使期間を過ぎている事例が多数存在する」との事であり、取消権の行使期間は延長すべきであると考えます。実例をふまえ、被害救済が可能な期間設定としてください。

4. 不当条項類型を追加することに賛成します。消費者の解除権、解約権をあらかじめ放棄させる条項は無効にしてください。

「いかなる理由があっても契約解除は一切認めません」等の条項を契約書に盛り込んで、消費者の解除権・解約権を例外なく放棄させることは不適切です。このように消費者に著しく不利な条項について、不当条項の類型として追加を行ってください。

以上